

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定(第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定)に基づき、所沢都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

## 1 変更の必要性

公共施設等の設置、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、所沢都市計画生産緑地地区を変更するものです。

## 2 変更の内容

公共施設等の設置、行為制限の解除による地区の変更、廃止及び追加。